

令和2年5月28日

生徒・保護者各位

福島県立小野高等学校長

緊急事態宣言解除に伴う教育活動の再開について

初夏の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

過日、福島県教育委員会からコロナウイルスに伴う緊急事態宣言の解除に伴い、教育活動の再開について通知がありました。このことを受け、本校においては感染予防に最大限配慮した上で、6月1日より、全学年の登校を行い通常の教育活動を再開することとします。

また、6月5日より面接週間を設け、全生徒に対し面談を行い心身のケアを行う予定です。今後も学校活動にご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、臨時休業により不足した授業を補充するため、長期休業の期間を変更いたしますので年間行事予定をご確認いただきますようお願いいたします。

記

(1) 長期休業について

- ・夏季休業 令和2年 7月27日(月)～令和2年 8月20日(木)
- ・冬季休業 令和2年12月23日(水)～令和3年 1月11日(月)

(2) 部活動について

6月8日(月)より再開します。練習試合等に関しては活動中止期間があったことを考慮し、感染防止対策、保護者や生徒本人の意向を確認し、6月13日(土)以降から実施可能になります。

(3) その他

今後の状況により、学校活動の変更がある場合は一斉メールによる連絡及び学校ホームページに掲載いたしますので随時ご確認ください。

また、引き続き感染拡大防止のため、体温測定とマスクの着用、3密の回避をお願いいたします。裏面に「新しい生活様式」の実践例を掲載いたしますので、ご家庭においても感染拡大防止への取り組みにご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

(事務担当 教頭 竹田 貴充 TEL0247-72-3171)